

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成31年2月5日(火) 午前9時30分～午前10時05分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2		3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健司	12	
13		14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23		24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31		32	中本祐市
33		34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	2	吉岡きみ子	12	川本由紀美	13	矢野正祥
		23	水本福泉	31	城本豊子	33	坂幹幸
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)	
		都築専門員(農政)		土居書記(農地)			
⑦	農林水産課	山岡課長		松田主事			
⑧	会議の内容	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第9号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第10号 農業振興地域整備計画の変更について					

事務局（局長）	只今から平成31年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中15名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、2番 吉岡きみ子委員、12番 川本由紀美委員、13番 矢野正祥委員、23番 水本福泉委員、31番 城本豊子委員、33番 坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、4番 尾山満則委員と、5番 西岡輝治委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議長（会長）	<p>まず、<b>議案第7号『農地法第3条の規定による許可申請について』</b>を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵字タブチの土地、畑2筆・計336㎡は売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、家庭菜園を主とした野菜等の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、稲積の土地、田3筆・計5,990㎡は贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人及び両親が年間を通して従事します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。
1番	<p>失礼いたします。</p> <p>1番案件について、ご説明いたします。議案書説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、平成30年第8回定例総会に議案提出されました『空き家</p>

	<p>バンクに登録された物件に付属する農地』として購入するものです。</p> <p>場所としては、久米公民館の西約800mに位置しております。</p> <p>譲受人は県外から転入し、農業経営としては初めてになりますが、以前に貸し農園にて簡単な野菜栽培を行った経験もあり、また今回購入する農地は自宅に隣接している畑であるため、問題はないと思われます。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第2号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はなく、また第1号関係の「農機具の状況」、「農作業従事者の状況」につきましては、新規営農計画書を確認し、今後の耕作状況を確認していきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、2番。</p>
9番	<p>失礼いたします。</p> <p>2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページを併せてご覧ください。</p> <p>親子間の贈与による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、南久米公民館の南西約4.2kmにある山あいの田3筆であり、現在も良好に耕作されています。所有権移転後も引き続き水稻の栽培をされる予定です。</p> <p>譲受人は、勤めに出られていますが、両親とともに年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われまます。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はなく、特に問題はないものと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第8号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農地係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。</p>

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の3ページから6ページを併せてご覧ください。

1番、菅田町菅田の土地2筆です。

本案件は、大型農作業用具を保管する場所が不足し大変苦勞をしており、不足している大型農作業用具を保管する場所を建築しようとするものです。

農地区分は、概ね300メートル以内に大洲市役所菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページのご確認をお願いいたします。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の3ページから6ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、事務局説明のとおり、第3種農地ですので問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金で行い、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われま。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の北側に農地がありますが、同意を得ているとのことであり、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当とであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第9号『農用地利用集積計画の決定について』を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

はい。それでは、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書の7ページをご覧ください。

1番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定しようとするものです。

	<p>2番 引き続き、水稻・麦を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。</p> <p>3番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。</p> <p>4番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>5番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>6番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>7番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を7年間設定しようとするものです。</p> <p>以上、利用権設定・件筆数、7件・20筆、利用権設定総面積、22,317.30㎡。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長(会長)	<p>只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>(質疑なし)</p>
議長(会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、議案第10号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農地係)	<p>失礼いたします。議案第10号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。</p> <p>議案書7ページ、ならびに別紙議案説明資料の7ページから10ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。</p> <p>1番、柴の土地、1,847㎡の案件は、申請地は南北を山に挟まれた谷間にある山間地の低生産農地であり、高齢で後継者もおらず耕作管理が困難な状況になってきており、また、他に借り受ける者もないことから、杉・ヒノキを植林し山林として管理するため、除外の申出があったもので、申請地は他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。</p> <p>除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。</p> <p>以上1件、1,847㎡です。ご審議のほど、お願いいたします。</p>

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

30番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の7ページから10ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は高齢で自宅から離れた農地での営農が困難になってきており、他に耕作を希望する者もないことから、杉・ヒノキを植林し管理をしようとするものであり、資力や遅滞なく着手する見込み、また転用面積の妥当性など問題ないものと思われまます。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適当と考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員さんより報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。

